

平成 28 年度 酪農・畜産政策及び畜産物価格等に関する要請

北海道の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件の下で、専門経営を主体に展開し、安全で良質な畜産物の安定供給という重要な使命を担うとともに、乳業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、国際化の進展に伴う輸入乳製品・畜産物との競合、配合飼料価格の高騰や光熱動力費の増加等による生産コストの上昇など、本道の酪農・畜産経営を取り巻く厳しさは増しており、先行きが不安定な中で、担い手の減少に歯止めがかからない状況が続いています。

加えて、日豪 E P A 協定の発効に続き、T P P 交渉の大筋合意による牛肉・豚肉の関税の大幅引き下げや乳製品の低関税輸入枠の設定など、加工品・調製品を含むあまりにも広範囲な関税撤廃・大幅削減は、生産現場に大きな衝撃を与えています。

このため、生産者は重要 5 品目を聖域とした国会決議が破られたことに対し強い憤りとともに、かつて経験したことがない高い水準の市場開放率という危機的状況に将来不安を強めています。

こうしたもと、国は本年 3 月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」と「酪農・肉用牛近代化基本方針」を策定し、政策目標として畜産再興プランを掲げました。生産現場では、酪農生産基盤の強化、飼料の増産などの取組に期待感を示していましたが、T P P による農畜産物の市場開放は、さらなる生産縮小や所得低下を招きかねないと強く懸念しています。

ついては、国民の基礎的食料である牛乳乳製品及び畜産物の安定供給、地域社会・経済を支える家族経営などを中核とする酪農・畜産の持続的な発展を図るため、未来を切り拓く酪農・畜産政策の推進と、所得安定につながる畜産物価格等の決定にご尽力されますようご要請いたします。

2 0 1 5 (平成 2 7) 年 1 1 月

北海道農民連盟
委員長 石川純雄

． T P P 農産物市場アクセス交渉合意の撤回

T P P 農産物市場アクセス交渉の結果については、酪肉近で掲げる酪農・畜産の再興に甚大な影響を与え国会決議に反する内容であり、合意を撤回すること。その上で、国内の酪農・畜産が持続可能な国境措置を確保すること。

．酪農・畜産における経営所得安定政策等の確立について

国際化が進む中で、地域酪農・地域社会の中核となる家族経営などの担い手が安心して営農に取り組めるよう、持続可能となる適正な国境措置を確保しながら、法制度に基づく畜種毎に対応した再生産確保と所得を補償する「経営所得安定政策」(岩盤政策)を早急に確立することが必要である。

1．乳製品原料乳生産者補給金制度の創設 [経営所得安定政策の確立]

生乳の再生産確保と適切な需給調整を図るため、現行の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の法整備を行い、乳製品向用途の全ての原料乳 [脱粉・バター向、チーズ向、生クリーム等向] を対象とした標準的な生産コストと販売価格の差を補填する生産者補給金制度に再構築すること。

2．加工原料乳生産者経営安定対策事業の拡充

加工原料乳等生産者経営安定対策事業 (取引価格が下落した場合の経営への影響緩和対策) については、対象となる生乳を需給調整の役割を担い価格変動リスクを伴う全ての乳製品向原料乳に拡大 (生クリーム等向の追加) すること。あわせて、国の補てん割合の引き上げなど事業の拡充を図ること。

3．飼料生産型酪農経営支援事業の拡充強化 [経営所得安定政策として位置付け]

飼料生産型酪農経営支援事業については、輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農生産への意欲的な取組を支援するため、交付金単価の引き上げや事業参加要件の緩和 (基準面積) など拡充を図ることともに、経営所得安定を図る恒久的な制度として措置すること。

4．家族酪農経営支援制度の創設 [中小規模層への政策支援の確立]

基礎資源である乳用雌牛を安定的に確保することによって、国内の生乳生産基盤の下支えを図るため、家族酪農を中心とした中小規模経営に対する政策支援の仕組み (直接支払政策) を確立すること。

例えば、乳用雌子牛の育成・増頭の取組みに着目した経営支援制度 (直接交付金支払) の創設を検討すること。

5．肉用牛経営安定政策の拡充強化

日豪 E P A 発効等に伴う牛肉関税の段階的削減による国内生産への影響を回避するため、現行法制度の再構築を早急に図り、万全な予算措置を講ずること。

- 1) 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく「肉用子牛生産者補給金制度」については、品種毎に再生産が可能となる合理化目標価格等の設定、直近の生産コストの実態を反映した機動的な算定ルールへの見直し、生産者積立金の負担軽減など制度の充実を図ること。
- 2) 「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）」については、国の補てん割合の引き上げと生産者負担の軽減、物財費相当額への全額補填など国費支援を高めるとともに、法制度に基づく安定した仕組みとすること。

6．養豚経営安定政策の拡充強化

養豚経営の持続的な安定を図るため、「養豚経営安定対策事業」については、国の拋出割合及び補てん割合の引き上げなど国費支援を高めるとともに、法制度に基づく安定した仕組みとすること。

7．金融対策の拡充強化

後継者や新規就農者など意欲ある担い手の経営の継続・発展が図られるよう、既往負債の負担軽減対策、需要に応える無利子枠及び融資枠の確保と併せ、債務保証の充実を図ること。

．平成 28 年畜産物価格等について

厳しい生産環境下に立たされている酪農・畜産農家の経営安定を図るためには、畜産物の再生産確保と所得向上が不可欠であり、28年度の畜産物価格については農業者の営農努力が報われるよう適正な水準で設定することが必要である。

1．加工原料乳生産者補給金単価及び交付対象数量について

- 1) 脱脂粉乳・バター等向けの加工原料乳生産者補給金単価については、配合飼料価格などの高止まりなど生産コスト増嵩を十分に反映するとともに、生乳生産の再生産と適正な家族労働報酬（他産業並み所得）が確保されるよう現行単価を引き上げること。
- 2) チーズ向けの加工原料乳生産者補給金単価については、原料乳の販売価格が大きくコスト割れしている現状に鑑み、大幅な単価引き上げを行うこと。
- 3) 脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの交付対象数量については、国産牛乳・乳製品の安定供給に向けた生乳生産基盤の維持・拡大及び需給調整的役割の観点に立って、国産需要の縮小に繋がらないよう適切に設定すること。

2．肉用子牛の保証基準価格等について

肉用子牛保証基準価格等については、肉用子牛生産の安定を図るため、飼料高など生産コストの実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

・総合的な酪農・畜産政策の推進について

新たな酪肉基本方針に掲げる目標の実現を図るためには、畜種及び地域における現状の課題解決に向け、生産者の声（地域の知恵）を十分に汲み上げて、必要な財源を確保の上、総合的な政策支援を推進することが必要である。

1．畜産クラスター関連事業の拡充（担い手対策の強化）

畜産クラスター計画に係る畜産競争力強化整備事業、畜産収益力強化緊急支援事業等については、後継者や新規就農者など意欲ある酪農経営者の育成に向けて、多様性と柔軟性を持った運用（家族経営への支援、地域性に配慮した採択要件の弾力化、上限単価引き上げ、畜舎建築基準の緩和等）を図ること。

併せて、地域の要望額に的確に応えられるよう十分な予算額を確保すること。

2．経営支援組織に対する政策支援の強化

1) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、必要な予算額を確保し、新規就農の担い手となる酪農ヘルパーの人材育成支援等を拡充するとともに、利用組合の安定運営に向けた支援策を強化して利用料金の増嵩を抑えること。

2) 飼料生産を担うコントラクター、TMRセンター等への支援に係る予算を十分に確保するとともに、生産現場のニーズを踏まえた事業内容とすること。

また、土地利用型TMRセンターが使用する軽油について、免税制度の対象とすること。

3．自給飼料対策の推進

1) 良質な粗飼料の生産性向上及び安定確保を図るため、草地基盤整備や草地改良（更新）対策の計画的な取組、放牧等の取組、耕畜連携によるイアコーンサイレージ生産や優良品種の導入促進等に対する政策支援予算を十分に確保すること。

2) 広大な北海道内における自給飼料や飼料用米・稲発酵粗飼料の広域的な利用拡大・普及に向けて、遠距離輸送費用の負担軽減対策などを講じること。

4．乳牛改良対策の充実強化

家畜改良増殖目標（泌乳能力、強健性、耐病性）に沿った乳牛改良を進めるため、その基盤となる牛群検定（乳検組合を含め）などに対する支援策の充実強化を図ること。

5．家畜防疫対策の強化

安全な国産畜産物の安定供給を図るため、国内への侵入リスクが高まっている家畜伝染病に対する国内防疫対策並びに防疫体制の充実強化を図ること。

以上